

申込みから収集までの流れ

1 申込書等を提出

申請に必要なもの

- ・ふれあい収集利用申込書
- ・ふれあい収集同意書

・介護保険被保険者証・障害者手帳等写し、または原本の提示

※提出先：市役所クリーン推進課

※申込書、同意書は、クリーン推進課の窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

※申込みは、ご本人または代理人（親族、ご本人が認めた方）ができます。

2 現地の訪問面談

市職員がご自宅に伺い、現在のごみ出しの状況やごみを出しておく場所等の確認を行います。

3 利用可否の決定

ふれあい収集の利用決定（却下）通知書を送付します。

収集の開始日や収集日等を連絡します。

4 収集開始

玄関先等の指定場所で収集を開始します。

（令和2年10月1日から収集開始予定です）

※ 現況調査

利用が決定された方は、概ね3年に1度、対象要件や支援の状況の確認をさせていただきます。